

◆該当する方のみご用意ください◆



(1) 小児慢性特定疾病重症認定申請時添付書類

「重症患者」認定申請を希望し、下記「重症患者認定基準」を満たす場合のみ、疾病毎の医療意見書と併せて必要書類をご提出ください。

①対象者
下記「重症患者認定基準」を満たす方。
②必要書類
小児慢性特定疾病重症認定申請時添付書類（疾患群ごとに基準が異なります。）

【重症患者認定基準】

- ① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾病に起因するものに限る）と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	・眼の機能に著しい障害を有するもの（視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
聴器	・聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの） ・両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの） ・一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの） ・両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	・1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あくら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	・身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴覚の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全廃したのもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

- ② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD（持続携帯腹膜透析）を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは又は挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

(2) 人工呼吸器等装着者申請時添付書類

「人工呼吸器等装着者」認定申請を希望し、人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着されている方で、下記要件に該当する場合のみ、疾病毎の医療意見書と併せて必要書類をご提出ください。

①対象者：下記のいずれも要件を満たす方
<ul style="list-style-type: none"> ・継続して生命維持装置（下記の装着物）を装着する必要がある方 ・日常生活動作が著しく制限されている方
②対象となる装着物
人工呼吸器（気管切開口、鼻マスク、顔マスク）、体外式補助人工心臓、埋め込み式補助人工心臓
③認定要件
<p>【人工呼吸器装着の場合】</p> <p>24時間持続にて人工呼吸器管理が必要であり、なおかつ概ね1年以内に離脱の見込みが無いことさらに、日常生活において食事・更衣・移動（屋内外）のすべてにおいて部分介助もしくは全介助の状態であること</p> <p>【体外式補助人工心臓もしくは埋め込み式補助人工心臓を装着している場合】</p> <p>既に装着しており、今後離脱の見込みが無いこと。なおかつ、日常生活において食事・更衣・移動（屋内外）のすべてにおいて部分介助もしくは全介助の状態であること</p> <p>※ 日常生活動作における評価基準は「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」をご参照ください。</p>
④必要書類
人工呼吸器等装着者申請時添付書類

(3) 「高額かつ長期」認定に係る医療費申告書等

小児慢性特定疾病医療費の受給者（所得区分が一般所得Ⅰ、Ⅱ及び上位所得の方）が、受給開始後の月ごとの当該小児慢性特定疾病費にかかる医療費総額（10割）が5万円を超える月が、申請月以前の12か月以内に6か月以上ある方は、自己負担上限月額がさらに軽減されます。

※栃木県は、自己負担分を県で負担しているため受給者における自己負担額の変更はありません。

他の都道府県等に転出し小児慢性特定疾病医療費を引き続き受けようとする場合に、他の都道府県等が発行する受給者証において「高額かつ長期」の自己負担上限額が申請日から適用されます。

【必要書類】

- ①必要事項を記載した医療費申告書 + ②小児慢性特定疾病でかかった医療費が確認できる領収書のコピー（医療機関が点数証明をした償還払いの申請書のコピー可）
又は
③小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票